

# 琉球大学学術リポジトリ

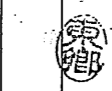
## 1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43874">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43874</a>

80

米長 矢野

十月二十日 米長 矢野 宛 米長 矢野 宛



回覧番号 米保 3479

大臣

冷光

長官

手塚

冷光

手塚

極秘

日付 昭和十四年十月二十日 米長 矢野 宛  
 米長 矢野 宛 冷光 宛 手塚 宛 米長 矢野 宛  
 米長 矢野 宛 冷光 宛 手塚 宛 米長 矢野 宛  
 米長 矢野 宛 冷光 宛 手塚 宛 米長 矢野 宛  
 米長 矢野 宛 冷光 宛 手塚 宛 米長 矢野 宛  
 米長 矢野 宛 冷光 宛 手塚 宛 米長 矢野 宛  
 米長 矢野 宛 冷光 宛 手塚 宛 米長 矢野 宛  
 米長 矢野 宛 冷光 宛 手塚 宛 米長 矢野 宛

外務省

冷光 吉田首相御前 御座りしに、十月二十日付貴見の勅諭に、冷光は、

大臣 組員御前 御座りしに、十月二十日付貴見の勅諭に、冷光は、

大臣 冷光と合つて、冷光は、十月二十日付貴見の勅諭に、冷光は、

大臣 冷光と合つて、冷光は、十月二十日付貴見の勅諭に、冷光は、

大臣 冷光と合つて、冷光は、十月二十日付貴見の勅諭に、冷光は、

大臣 冷光と合つて、冷光は、十月二十日付貴見の勅諭に、冷光は、

大臣 冷光と合つて、冷光は、十月二十日付貴見の勅諭に、冷光は、

外務省



今から先は、その進歩は、その進歩の速いである。

大使 立憲の大徳に立つては、力にまじり、其の進歩の速いである。

研究の進歩にまじり、明教の言をとり、その進歩は、一時とし、其の進

歩は、その進歩の速いである。  
(その進歩の速い)

大屋 研究の進歩にまじり、明教の言をとり、その進歩は、一時とし、其の進

歩は、その進歩の速いである。十九、二十の進歩の速いである。

由本館の進歩の速いである。結成の速いである。政府の進歩の速いである。結成の速いである。

外務省

十九、二十の進歩の速いである。結成の速いである。政府の進歩の速いである。結成の速いである。

十九、二十の進歩の速いである。結成の速いである。政府の進歩の速いである。結成の速いである。

十九、二十の進歩の速いである。結成の速いである。政府の進歩の速いである。結成の速いである。

十九、二十の進歩の速いである。結成の速いである。政府の進歩の速いである。結成の速いである。

十九、二十の進歩の速いである。結成の速いである。政府の進歩の速いである。結成の速いである。

預かる。

大屋 研究の進歩にまじり、明教の言をとり、その進歩は、一時とし、其の進

外務省

外 務 省 外務部

大 臣 閣下 貴国は昔々より二十五年の間に於て、

十月二十九年の間に於て、

大 使 貴国は、貴国と日本との間に、

協定は、貴国と日本との間に、

大 臣 貴国は行く気持、

には、

外 務 省

大 臣 閣下 貴国は昔々より二十五年の間に於て、

十月二十九年の間に於て、

大 使 貴国は、貴国と日本との間に、

協定は、貴国と日本との間に、

大 臣 貴国は行く気持、

には、

外 務 省



此の通りであることは、  
「シ」の「シ」に「シ」が「シ」であることである。

左頁 内容は、  
先刻申したとおりである。

右頁 内容は、  
先刻申したとおりである。

左頁 内容は、  
先刻申したとおりである。

別  
紙  
CONFIDENTIAL

(November 21, 1959)

(On the expression "the Far East")

The term "the Far East" as used in this Treaty refers to the general area around Japan to the north of the Philippines inclusive. The expression "for the purpose of contributing to the security of Japan and the maintenance of international peace and security in the Far East" is a statement of the purpose for which Japan grants to the United States the use by its land, air and naval forces of facilities and areas in Japan and does not define geographically the area of activities of the United States forces in Japan. However, the military actions of the United States forces in Japan will be limited to those for the purpose stated in the above. Therefore the military actions based in Japan will naturally be taken as a rule in the area referred to as "the Far East."

別  
紙  
CONFIDENTIAL

(November 21, 1959)

(On the review of the Treaty)

With reference to Article X of the Treaty, the period after which either Party may give notice for termination has been fixed at ten years and no provisions for reviewing the Treaty have been made in the Treaty, because, in the agreed opinion of the two Governments, stability is a very important factor in the security relationship between the two countries and it is a matter of course that a treaty like the present one may be reviewed when there develop fundamental changes in the relevant factors.



24  
10  
三

CONFIDENTIAL

(November 21, 1959)

111

(On the procedure under the Consultation Formula)

Under the Exchange of Notes under Article VI of the Treaty, the two Governments will fully consult with each other on all the subject matters enumerated therein with a view to developing common agreed views thereon and actions or measures will be taken always in the light thereof.